

事務連絡  
平成26年1月27日

各市町村（組合）立学校長 様

高知県会計管理局  
総務事務センター給与担当

給与所得支払明細書の保存期間について（お願い）

平成26年1月16日付け25高事セ第498号で、うへの給与所得支払明細書を7年間保存していただくようお願いしたところですが、複数の学校等からお問い合わせをいただきましたので、改めて補足させていただきます。

年末調整にかかる書類は、源泉徴収事務を行う者が保存し、税務署から提出を求められるまでの間は保存しなければならないとされています。

しかしながら、これまで法的な期間の定めはありませんでした。

ところが、平成24年の税制改正で、新たに源泉徴収義務者は、下記の申告書（平成25年分から）を7年間保存することが規定されました。

これに伴い、県ではこれまで公文書規程で5年保存としていたこれらの申告書をはじめとする年末調整に関する書類を、平成25年分から7年間保存することとしました。

つきましては、各学校で保存している給与所得支払明細書についても、今後は7年間保存していただき、職員の申告漏れ等で当課が再計算を行った場合には、これまでどおり、その都度、給与支払明細書を訂正していただき、常に最新の内容で保存していただきますようお願いいたします。

なお、平成25年分の保存期限は、平成33年1月10日です。

記

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 4 給与所得者の保険料控除申告書
- 5 退職所得の受給に関する申告書
- 6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- 7 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

《関係法令》

所得税施行規則 第76条の3、第77条、第77条の3、  
租税特別措置法施行規則 第18条の23